

I 背景

平成27年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）における認定こども園，保育園，新制度へ移行する幼稚園などの保育料は，現行の負担水準や保護者の所得に応じて，国の基準（今後，変更の可能性もあります。）を上限として，各市町村が定めることとなります。

そのため，柏市においても現行の保育所保育料を改正するとともに，新制度へ移行する幼稚園等の保育料についても定めるものです。

なお，新制度へ移行しない幼稚園の保育料はこれまでどおり各園で定めますので，新制度の施行後も，新制度の保育料の適用外となります。

区分	要件	利用先
1号	満3歳以上で，主に教育を希望する場合	幼稚園，認定こども園
2号	満3歳以上で，保育を必要とする事由に該当する場合	保育園，認定こども園
3号	満3歳未満で，保育を必要とする事由に該当する場合	保育園，認定こども園等

● 1号認定の保育料（国基準）

階層区分	推定年収	保育料上限額
①生活保護世帯 0円	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～270万円	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円

● 2号・3号認定の保育料（国基準）

階層区分	推定 年収	保育料上限額			
		3歳以上		3歳未満	
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間
①生活保護世帯0 円	—	0 円	0 円	0 円	0 円
②市町村民税非課 税世帯	～260 万円	6,000 円	6,000 円	9,000 円	9,000 円
③所得割課税額 48,600円未満	～330 万円	16,500 円	16,300 円	19,500 円	19,300 円
④所得割課税額 97,000円未満	～470 万円	27,000 円	26,600 円	30,000 円	29,600 円
⑤所得割課税額 169,000円未満	～640 万円	41,500 円	40,900 円	44,500 円	43,900 円
⑥所得割課税額 301,000円未満	～930 万円	58,000 円	57,100 円	61,000 円	60,100 円
⑦所得割課税額 397,000円未満	～1130 万円	77,000 円	75,800 円	80,000 円	78,800 円
⑧所得割課税額 397,000円以上	1130 万円～	101,000 円	99,400 円	104,000 円	102,400 円

Ⅱ 子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）についての市の基本的な考え方

1 1号認定・2号認定・3号認定について（共通）

(1) 負担の公平化

ア 2号認定・3号認定の保育料の総額は、現行の保育園の保育料と同様に、国基準の75%とします。1号認定についても、2号認定・3号認定と同様に、国基準の75%（25%は市が負担）とします。

イ 負担が大きい0～2歳児を引き下げ、3歳児～5歳児を引き上げます。

(2) 保育料階層の細分化

2号認定・3号認定の保育料は、現行の保育園の保育料の階層（19階層。国基準は8階層）を27階層に細分化し、保育料の急激な上昇の緩和を図ります。1号認定についても、国基準の階層（5階層）を16階層に細分化し、所得に応じた適正な保育料の設定を図ります。

(3) 1号認定と2号認定の保育料のバランス

1号認定と2号認定の預かり時間を考慮し、市民税所得割額が同一の場合には、2号認定の保育料よりも1号認定の保育料を低額にします。

(4) 低所得者への配慮

ア 2号認定・3号認定については、現行制度の認可保育園の保育料と同様、第2階層（市民税非課税世帯）の母子・父子世帯、在宅障害児（者）がいる世帯について保育料を無料とします。1号認定については、第2階層（市民税非課税世帯（市民税所得割非課税世帯を含む））について、保育料を無料とします。

イ 2号認定・3号認定については、現行制度の認可保育園の保育料で行っている第3階層（所得税非課税世帯）の母子・父子世帯、在宅障害児（者）がいる世帯について保育料を半額にするという柏市独自の軽減制度を新制度の第3階層（市民税所得割48,600円未満世帯）で継続します（所得税

非課税から実質拡大)。1号認定については、第3階層（市民税非課税所得割額77,100円以下）について保育料を半額とします。

ウ 婚姻暦がない母子世帯，父子世帯に対して，該当世帯からの申請により戸籍を確認した上で，寡婦控除と同額を控除して保育料を算定します（新規導入）。

2 1号認定について

◎現行の私立幼稚園における保護者負担の水準とのバランス

現行の私立幼稚園における保護者負担の水準（就園奨励費＋就園費年額20,000円補助後の水準）以下とします。

3 2号認定・3号認定について

◎保育標準時間と保育短時間

新制度の保育料は，保育標準時間利用（11時間利用）と保育短時間利用（8時間利用）の2本立てとし，保育短時間利用の保育料は，保育標準時間利用の98.3%という国の設定どおり（10円未満切捨て）とします。